

第 20 回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和 7 年 2 月 27 日（木） 9 時 30 分～ 11 時 30 分

場 所：名古屋合同庁舎第 1 号館 中部運輸局 11 階運輸大会議室

次 第

開会挨拶（中部運輸局自動車交通部長）

議 事

1. 令和 6 年度 of 取組報告について（資料 1－1～1－3）
2. 取引環境と長時間労働の改善に関する施策について（資料 2、資料 1－2）
3. 令和 7 年度の活動（案）について（資料 3）

閉会挨拶（愛知県労働局労働基準部長）

資 料 1－1	中部運輸局、愛知運輸支局の取組報告について
資 料 1－2	愛知労働局の取組について
資 料 1－3	愛知県トラック協会の取組について
資 料 2	物流改正法等について
資 料 3	令和 7 年度の活動（案）について

愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

杉浦 礼子	名古屋学院大学経営学部データ経営学科 教授
白木 隆光	愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所）企画部長
伊勢木 俊勲	（一社）中部経済連合会 産業基盤強化推進部長
須山 泰木	（公社）日本ロジスティクスシステム協会 事務局長
石崎 雅士	トヨタ自動車(株) 物流管理部 担当部長
福山 衛	愛知県冷蔵倉庫協会 会長 福山冷蔵(株)代表取締役社長
大井 敦生	全日本運輸産業労働組合愛知県連合会 副執行委員長
谷藤 賢治	全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 書記長
鷹見 正彦	（一社）愛知県トラック協会 副会長 中京陸運(株) 代表取締役会長
高山 智司	高山運輸(株) 代表取締役
細江 良枝	桜運輸（株） 代表取締役
成瀬 嗣郎	富士サービス（株） 代表取締役
柳原 和男	中部経済産業局 産業部長
小林 洋子	愛知労働局長
中村 広樹	中部運輸局長
古橋 靖弘	愛知運輸支局長

第20回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

出席者名簿

(敬称略)

組 織 名	役 職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
名古屋学院大学	経営学部 教授	杉浦 礼子		
愛知県商工会議所連合会	企画部長	白木 隆光	企画部 インフラ・ 国際ユニット 次長	木本 和紀
(一社)中部経済連合会	産業基盤強化推進部長	伊勢木 俊勲		
(公社)日本ロジスティクスシステム協会	事務局長	須山 泰木	中部支部 マネジャー	大川 泰二
トヨタ自動車(株)	物流管理部 担当部長	石崎 雅士		
愛知県冷蔵倉庫協会	会長	福山 衛		
全日本運輸産業労働組合愛知県連合会	副執行委員長	大井 敦生		
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部	書記長	谷藤 賢治		
(一社)愛知県トラック協会	副会長	鷹見 正彦		
高山運輸(株)	代表取締役	高山 智司		
桜運輸(株)	代表取締役	細江 良枝		
富士サービス(株)	代表取締役	成瀬 嗣郎		
中部経済産業局	産業部長	柳原 和男	産業部流通・サービ ス産業課長	藤井 隆史
愛知労働局	局長	小林 洋子	労働基準部長	高橋 嘉寿満
中部運輸局	局長	中村 広樹	自動車交通部長	野田 敏幸
愛知運輸支局	支局長	古橋 靖弘		
(オブザーバ)				
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課長	五十嵐 晃		
愛知県	経済産業局中小企業部商業流通課 課長補佐	山田 恵美		

第20回 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

中部運輸局11階 運輸大会議室

出入口

出入口

福山 衛
(愛知県冷蔵倉庫協会 会長)

石崎 雅士
(トヨタ自動車(株)
物流管理部 担当部長)

(代理) 大川 泰二
((公社) 日本ロジスティクスシステム協会
中部支部 マネジャー)

(代理) 木本 和紀
(愛知県商工会議所連合会
企画部 インフラ・国際ユニット次長)

伊勢木 俊勲
((一社) 中部経済連合会
産業基盤強化推進部部長)

【座長】
杉浦 礼子
(名古屋学院大学 経営学部教授)

鷹見 正彦
((一社) 愛知県トラック協会 副会長)

高山 智司
(高山運輸(株) 代表取締役)

細江 良枝
(桜運輸(株) 代表取締役)

成瀬 嗣郎
(富士サービス(株) 代表取締役)

大井 敦生
(全日本運輸産業労働組合
愛知県連合会 副執行委員長)

谷藤 賢治
(全日本建設交運一般労働組合
愛知県本部 書記長)

事務局

渥美 宏
(愛知運輸支局輸送担当首席)

神戸 英至
(中部運輸局自動車交通部貨物課長)

寄田 智夫
((一社) 愛知県トラック協会部長)

白木 広治
((一社) 愛知県トラック協会専務理事)

古橋 靖弘
(中部運輸局愛知運輸支局長)

野田 敏幸 (代理)
(中部運輸局自動車交通部長)

高橋 嘉寿満 (代理)
(愛知労働局労働基準部長)

下田 隆貴
(愛知労働局労働基準部監督課長)

藤井 隆史 (代理)
(中部経済産業局産業部
流通・サービス産業課長)

五十嵐 晃
(東海農政局・オブザーバー)

山田 恵美
(愛知県・オブザーバー)

随行者席・傍聴者席・記者席

「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」 について（規約）

（名称）

第1条 本協議会は、「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（1）愛知県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（2）愛知県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

（3）その他

（協議会）

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(他の地方協議会との連携)

第7条 協議会の運営にあたっては、中部地区（静岡県、岐阜県、三重県、福井県）の他の地方協議会と連携し、この調整は中部運輸局が行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する事務は、愛知労働局、中部運輸局、愛知運輸支局、愛知県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第9条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月23日から施行する。

- 令和6年9月30日(月)に物流事業者に向けて物流改善事例紹介セミナーを開催し、荷主をはじめ実運送事業者など72名が参加した。
- 荷主企業や物流企業へ実施したアンケート結果の報告・考察やN X総研の金澤氏による講演、物流事業者の改善事例紹介を行うことにより、他の事業者が物流改善に取り組む機会の第一歩とした。

セミナー開催概要

- 日 時：令和6年9月30日(月) 14:00～16:30
- 会 場：名古屋商工会議所 2階大会議室(ホール)
- 参加者：72名
- 共催者：名古屋商工会議所、愛知県トラック協会、日本ロジスティクスシステム協会

内 容：

【第1部】

物流の2024年問題に関する調査について(名商)
特別講演 (株)NX総研 金澤 匡晃氏

【第2部】

事例紹介

- ①株式会社タカギスチール 代表取締役 高木 智英 氏
(荷主企業としてリードタイムの取組を積極的に対応)
- ②NM物流株式会社 代表取締役 加藤 晃規 氏
(荷主企業として数値化して他部署へ共有して意識の向上)
- ③南星キャリアックス株式会社 専務取締役 市川 大志 氏
(荷主との交渉において、労働環境の改善または運賃の改善のいずれかを対応してもらえるような交渉時の工夫)

【第3部】

金澤氏と事例発表者によるパネルディスカッション
・荷主・物流事業者との協力関係について
・2024問題で感じていることについて 等

物流改善事例紹介セミナー
～持続可能な物流の実現に向けて～

荷主・運送事業者・倉庫業者など「物流の2024年問題」に関わる全ての事業者対象！
物流の共通課題解決に向けた好事例を紹介！

日 時 2024年9月30日(月) 14:00～16:30 先着 250名 参加費 無料

会 場 名古屋商工会議所 2階大会議室(ホール)(名古屋市中区栄2-10-19)

内 容

- 【第1部】講 演(14:00～15:00)
・物流の2024年問題に関する調査について(名古屋商工会議所 事務局)
・特別講演 講師:株式会社NX総研 金澤 匡晃 氏
- 【第2部】事例紹介(15:15～16:00)
①株式会社タカギスチール 代表取締役 高木 智英 氏
②NM物流株式会社 代表取締役 加藤 晃規 氏
③南星キャリアックス株式会社 専務取締役 市川 大志 氏
- 【第3部】パネルディスカッション(16:00～16:30)
金澤氏と事例発表者による意見交換

お申し込み締切 9月20日(金)
下記URLもしくは二次コードよりお申込みください。
<https://answer.ccinagoya.info/?code=8dc2c36>

お問合せ 名古屋商工会議所 企画部 インフラ・国際ユニット 担当:橋本・船戸
TEL:052-223-9704 MAIL:tsukahara@nagoya-cci.or.jp

主催 名古屋商工会議所 共催 愛知県トラック協会 協賛 日本ロジスティクスシステム協会



持続可能な物流セミナー2024

中部運輸局は、関係機関との連携により、持続可能な物流の実現に向けて「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく各施策を推進するため、10月31日 ウィンクあいちにて、荷主企業等関係者を対象としたセミナーをハイブリッド形式（対面、Web）で開催。当日は、荷主、倉庫事業者、運送事業者等 211名の参加があった。

開催概要

題 名：「持続可能な物流セミナー2024」
～荷主企業として「物流効率化の役割」をどう果たすべきか～
開催日時：令和6年10月31日（木） 13:30～16:10
場 所：ウィンクあいち 大会議室 1002
参加者：211名（会場104名、Web107名）
主催：中部運輸局
後 援：愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部トラック協会



基調講演 首藤教授



国交省 物流政策課 相川課長補佐



事例Ⅰ 株式会社デンソー



事例Ⅱ F-LINE株式会社

荷主・物流事業者向け
持続可能な物流セミナー2024

荷主企業として 「物流効率化の役割」を どう果たすべきか

持続可能な物流を実現するためには、荷主企業、物流事業者が連携・協働して、「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づく各施策を推進していくことが重要です。本セミナーでは、荷主企業等関係者を対象に物流業界の現状と課題、物流関連2法等の説明、物流効率化の事例を紹介します。

令和6年 **10月31日(木)** 13:30～16:10
ウィンクあいち 大会議室1002
名古屋市中村区名駅4丁目4-38 +Web同時配信

参加無料
定員 **150名**
(先着順)

第1部 基調講演

物流「2024年問題」の現状と課題

講師 立教大学 経済学部経済政策学科 教授 **首藤 若菜 氏**

立教大学経済学部教授。専門は労使関係論、女性労働論。著書に「雇用が資金が日本の選択」（筑摩選書）、「物流危機は終わらないー暮らしを支える労働のゆくえ」（岩波新書）など。
経産省・国交省・農水省「持続可能な物流の実現に向けた検討会」、産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会などの公益委員を務め、テレビ番組などにも多数出演。

第2部 行政機関の取組、物流効率化の事例紹介

行政機関の取組み
行政機関 **国土交通省** 物流・自動車局物流課長補佐 **相川 高広**

物流効率化の事例紹介
事例Ⅰ 産地と荷受のデータ連携による取組
株式会社デンソー
フードバリューチェーン事業推進部
データソリューション課 課長 **西部 慎太郎 氏**

事例Ⅱ 共同輸配送の取組
F-LINE株式会社
物流未来研究所 次長 **坂本 卓哉 氏**

問い合わせ先
中部運輸局自動車交通部貨物課
Tel:052-952-8037
お申し込みはこちらから
申込締切:10月24日(木)
前日までに資料をメールでお送りします。
(お申し込みのメールが受信できるように設定してください。)

セミナー等を活用した周知・啓発活動について

関係機関、荷主団体等との連携

● 運送事業者団体等の部会・説明会における講演等

- (1) 名古屋南労働基準監督署（令和6年10月29日）
- (2) 愛知県トラック協会 引越部会（令和6年12月11日）
- (3) 岡崎労働基準監督署（令和6年12月3日）
- (4) カリツー株式会社 本社（令和7年2月10日）
- (5) 愛知県トラック協会 タンク部会（令和7年2月17日）
- (6) 愛知県トラック協会 食品部会（令和7年2月18日）
- (7) 愛知県トラック協会 尾西支部（令和7年2月26日）

● 荷主団体等との意見交換会

中日本段ボール工業組合（令和6年11月6日）



人材確保の取組

ハローワークとの連携（愛知労働局、愛知運輸支局）

(1) 取組内容

- 運輸分野の人材確保対策として、運転者志望者向けセミナーをハローワークと連携して実施。ハローワーク名古屋南との連携に始まり、県下に取り組を展開中。

(2) 令和6年度の実績

- ・ ハローワーク名古屋南…R6.4より隔月実施（各回20名程度）
- ・ ハローワーク名古屋東…R6.8.1実施



トラック・物流Gメンによる運転者に対するヒアリング（令和6年度）

令和6年11月に名古屋トラックステーションにて、トラック・物流Gメンによる運転者へのヒアリングを実施し、荷主による違反原因行為等の情報収集を行った。収集した情報については、荷主への働きかけ等に活用することにより、トラック運転者の労働条件の改善や取引の適正化に繋げていく。また、令和6年12月には刈谷ハイウェイオアシスで運転者へのヒアリング及び一般向けのGメン広報活動を実施。今後も、管内各所でGメンによる監視等の取組みを展開していく。

名古屋トラックステーション

【日 時】 令和6年11月12日（火） 11時～13時

令和7年 1月15日（水） 11時～13時

【場 所】 名古屋トラックステーション

【実施者】

中部運輸局 6名（貨物課3名、愛知運輸支局3名）

適正化実施機関 4名

【実施概要】

トラック運転者43名に聞き取りを行い、荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ちなど10件）の情報を収集。



刈谷ハイウェイオアシス

【日 時】 令和6年12月6日（金） 10時～12時

【場 所】 刈谷ハイウェイオアシス

【実施者】

中部運輸局 7名（貨物課4名、愛知運輸支局3名）

適正化実施機関 4名

【実施概要】

トラック運転者32名に聞き取りを行い、荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ちなど5件）の情報を収集。一般消費者への広報活動も実施。



トラック・物流Gメン 4局合同パトロールの実施について

～中部運輸局・近畿運輸局・中国運輸局・九州運輸局～

中部運輸局では、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者を監視し、法に基づく「働きかけ」「要請」など是正措置を進めているところ、一方、2024年問題を我が事として認識していない者も少なくなく、また、全国のトラック事業者等から中部管内（特に愛知県内）の荷主等の違反原因行為情報が寄せられていることなどから、4局トラック・物流 G メンが合同で荷主等へのパトロールを実施。

今後とも、トラック・物流 G メンの活動等を通じて、荷主企業等へ物流2024問題等への理解を深めるとともに、持続可能な物流に向けた取り組みを進めていく。

《パトロールの様子》

《4局合同パトロールの実施概要》

- 【日 時】 令和7年2月20日（木） 10:00～16:00
【実施地域】 愛知県内 3地域（①一宮・小牧、②名古屋・東海市、③西尾・高浜）
【訪問件数】 **24件** 愛知県内の荷主15件、元請け事業者9件
【実施者】 **12名** トラック・物流 G メン（中部4・近畿3・中国2・九州2）
Gメン調査員1(愛知県トラック協会)

《荷主等からの声》

- ・最新の法改正情報や標準的運賃などの情報提供いただきありがたい
- ・積載率向上に向けて、リードタイムの確保、発注・納入量の調整等を更に進めたい
- ・スポット便トラックの確保が難しくなっており、2024年問題を実感している、今後、違反原因行為の未然防止対策を意識し、良好な関係を構築していきたい



トラック物流Gメンによる荷主等への是正指導の取組結果

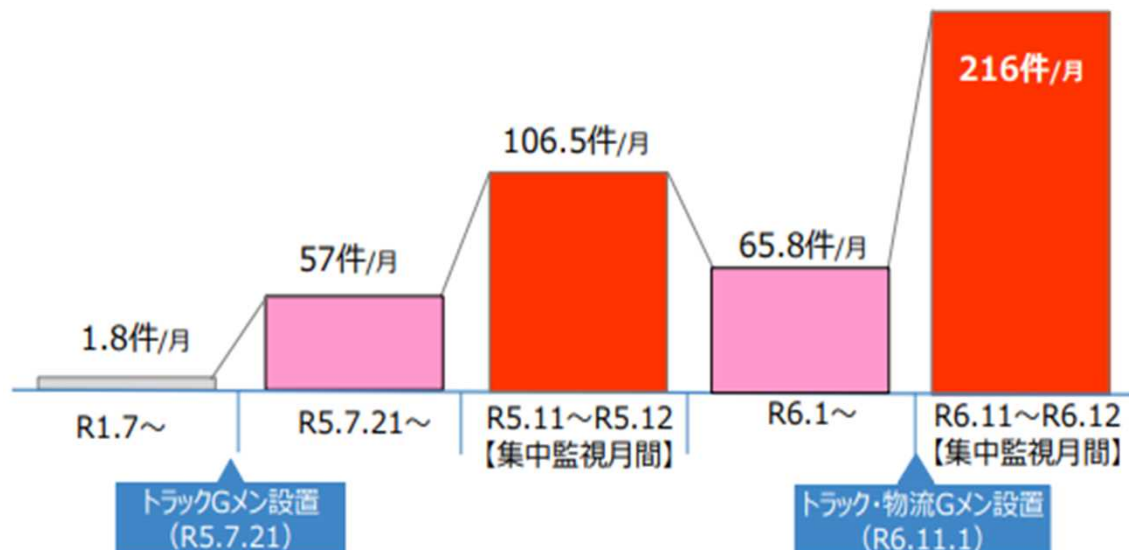
主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

働きかけ等の累計実施件数 （令和6年12月末時点）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1件）
 - 要請 : 183件（荷主94、元請83、その他6件）
 - 働きかけ : 1,378件（荷主942、元請399、その他37件）
- ⇒ **計1,565件**の法的措置を実施

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



働きかけ等の累計実施件数 （令和6年11月～12月）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1件）
 - 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1件）
 - 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15件）
- ⇒ **計432件**の法的措置を実施

トラック・物流Gメンの活動(令和6年12月末時点)

トラック事業者に対する
電話調査や訪問調査(全国)



荷主へのパトロール
(荷待ち状況の現地確認等)(全国)



トラック事業者・荷主に対する説明会、
トラック・物流Gメンのチラシ配布(全国)

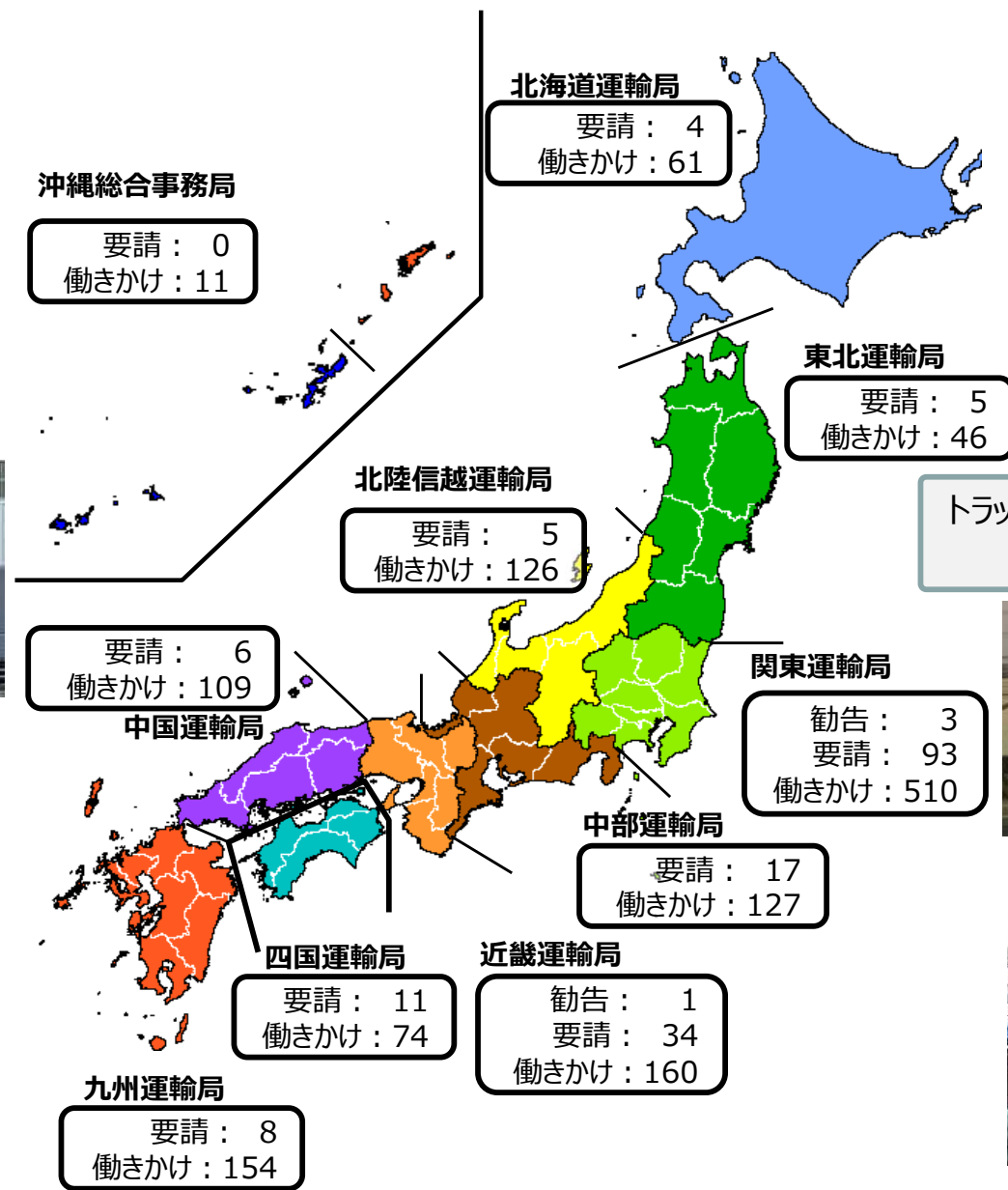


オンライン説明会の模様

オンライン説明会の模様



〈地方運輸局単位別働きかけ・要請・勧告実施件数〉



トラックドライバーへのヒアリング
(全国)



トラックターミナル



高速SA、PA

◆昨年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。

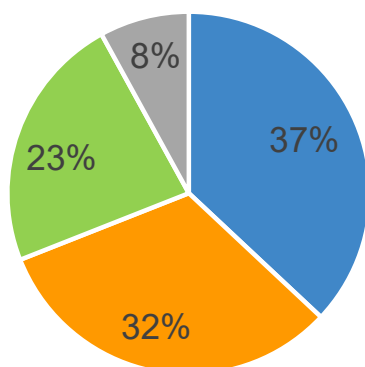
○調査対象事業者数：**62,848者**(R5:63,251者)

○回答数：**24,159件**(R5:23,840件) ※同一事業者からの複数回答を含む。

うち、違反原因行為があったと回答した件数：**3,308件**(R5:4,441件)

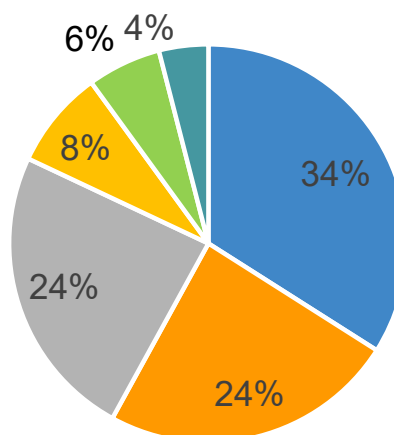
○昨年調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少したが、昨年同様に輸送品目別では、「**食品**」の割合が一番高くなっている。

違反原因行為を行っている疑いのある
荷主の分類



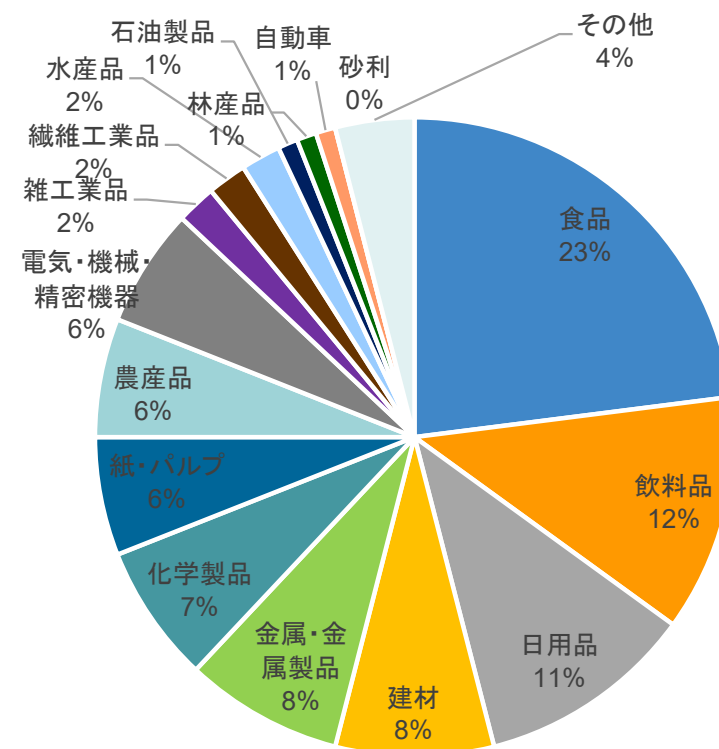
- 発荷主(元請運送事業者は含まない)
- 元請運送事業者(利用運送事業者含む)
- 着荷主
- その他(倉庫事業者等)

違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 契約にない附帯業務
- 異常気象時の運行指示
- 無理な運送依頼
- 過積載運行の要求

違反原因行為ありの回答における輸送物品
(複数回答)



- ◆回答のあったトラック事業者のうち、Gメンの活動を認知している割合は約78%となっている。
- ◆違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆一方、違反原因行為があると回答したトラック事業者のうち、匿名で連絡が取れないもの(約24%)、Gメンによる追加調査を希望しないもの(約32%)、是正指導に活用を望まないもの等(約9%)※があり、是正指導に至らない事案も多く、今後ともGメン活動に対するトラック事業者の理解と協力を得ていくことが重要。※重複あり

長時間の荷待ち

- ・荷主から到着時間の指定があった割合は約53%。
- ・1～2時間の荷待ち(荷役を含まず)が最も多く、次が2～3時間、3時間超の順となっている。
- ・トラック事業者からは、「待機時間解消のために予約システムを導入されたが、予約できる時間が限られており予約が取れない。」、「リフトマンが不足しており、バースに着いても荷役が始まらない。」、「オーダーの早期化を着荷主に依頼している。」といった声が多く聞かれた。
- ・他方、運送会社の都合による荷待ち(「予約をしていない」「予約時間よりも早く到着した」等)への指摘もあった。

運賃・料金の不当な据置き

- ・金額を書面で提示したうえ、運賃交渉している割合は約62%。
- ・トラック事業者が提示した根拠で主なものは、「自社原価(標準的運賃を基礎としたものを含む)」。
- ・交渉したが一方的に決定した価格を押し付けられ、希望する値上げ等に至らなかったという案件が多い。
- ・元請に交渉したところ、真荷主が値上げに応じてくれないことを理由に据え置かれたという案件もあった。

契約にない附帯業務

- ・契約にない附帯業務の種類として「荷物の仕分け作業」と回答したものの割合が一番高かった(約24%)。
- ・トラック事業者からは「昔からの商慣習によるものであり、やめることを言い出しにくい。」との声が多く聞かれた。
- ・「配送先で指示された附帯業務について発荷主に確認したところ、やらなくてもいいと言われ着荷主と認識が異なっている。」という案件もあった。

愛知労働局の取組について

令和7年2月27日(木)

第20回愛知県トラック輸送における
取引環境・労働時間改善地方協議会

愛知労働局労働基準部 監督課

上限規制及び改善基準告示の周知・荷主要請の取組

- 令和6年4月施行の時間外・休日労働の上限規制および改正改善基準告示について、あらゆる機会を活用して周知を図り、労使の自主的な取組を促進するとともに、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する。

1. 労働時間相談・支援班による説明会の開催

各労働基準監督署に配置された労働時間相談・支援班による説明会を開催し、トラック事業者に対する周知を行う。

2. 発着荷主等に対する要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック事業者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。その際、「標準的運賃」についても周知を行う。

3. 長時間の荷待ちに関する情報の収集

厚生労働省ホームページの「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を基に労働基準監督署が発着荷主等に要請を実施するとともに、必要に応じて、国土交通省に対し情報提供を行う。

	令和5年4月～令和6年2月
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	188
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	93

4. トラック・物流Gメンが行う働きかけ等への参加（同行）

国土交通省のトラック・物流Gメンと連携して、荷主企業等に対し、トラック運送事業者への配慮を働きかける。

5. 「物流革新に向けた政策パッケージ」中部ブロック推進会議への参加

関係行政機関の担当部長をメンバーとした「物流革新に向けた政策パッケージ」中部ブロック推進会議に参加し、情報共有・意見交換等を実施。

6. 労働時間管理適正化指導員による支援

労働局及び各労働基準監督署に配置された労働時間管理適正化指導員が、管内の事業場を巡回し、法令や改善基準告示の周知、労働時間の削減に向けた助言等を行う。

事業場視察

- 令和6年11月21日、名古屋地方検察庁とともに、株式会社OTSUKAを視察させていただきました。



当日は、AIを用いた運行管理システムやデジタル機器を用いた点呼の紹介、実車での乗車体験などを行いました。

運行管理システムの紹介では、GPSによる各車両の位置把握や最適なルート選択などをご説明いただきました。

また、大塚社長より、2024年問題に関する取組についてご説明いただきました。

実際に現場をみさせていただき、お話を伺うことで、労務管理をめぐる実務や現場の実態などについて、理解を深めることができました。



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。（「物流情報局」は、改正物流法の施行に向けて、年度内に更なるリニューアルを行う予定。）
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラクトップページ

いま、考えてみませんか？
**物流を変える
トラック運転者
のこと。**

新規OPEN!!

物流情報局
NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組みよう、最新の情報を発信していきます！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 特別条項（例外）	年960時間	時間 外 労働
法律による上限 限度時間（原則）	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
法定労働時間	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	
1年間（12か月）		

改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（※2を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地区以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら➤

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

※バス、ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示についても、同様のテキスト・動画を作成している。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示を前提として作成しています。

トラック運転者
令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

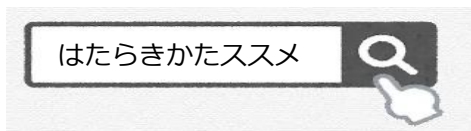
(解説動画)



特設サイト「はたらきかたススめ」



2024年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始された「建設業」「トラック・バス・タクシードライバー」「医師」について、業界別の取組や、上限規制について国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。



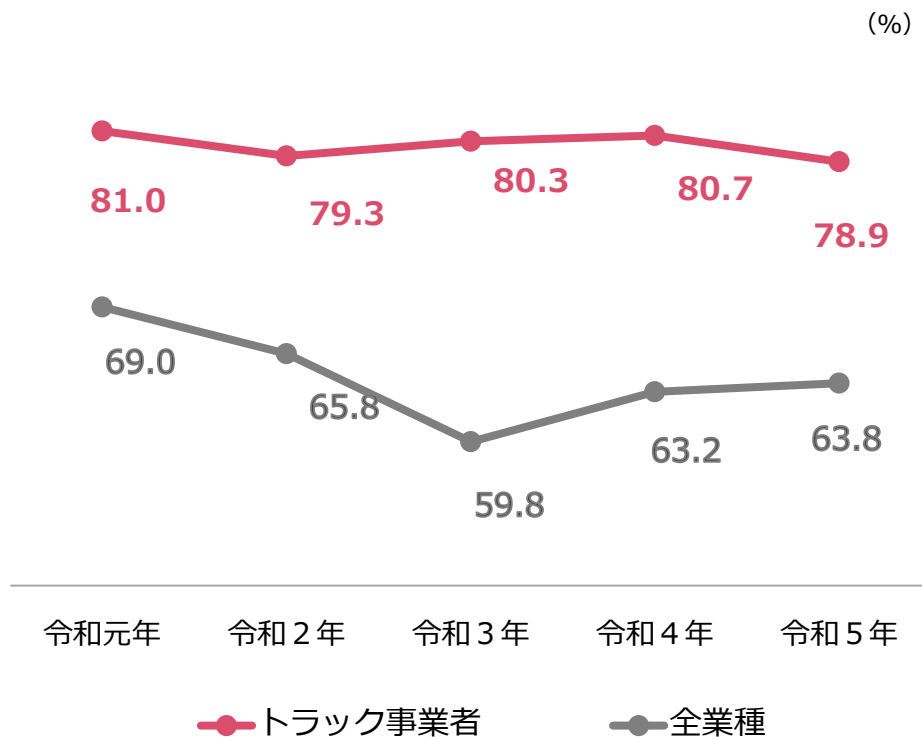
周知広報動画を通じて、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組のほか、再配達削減に向けた取組について、理解と協力を呼びかけています。



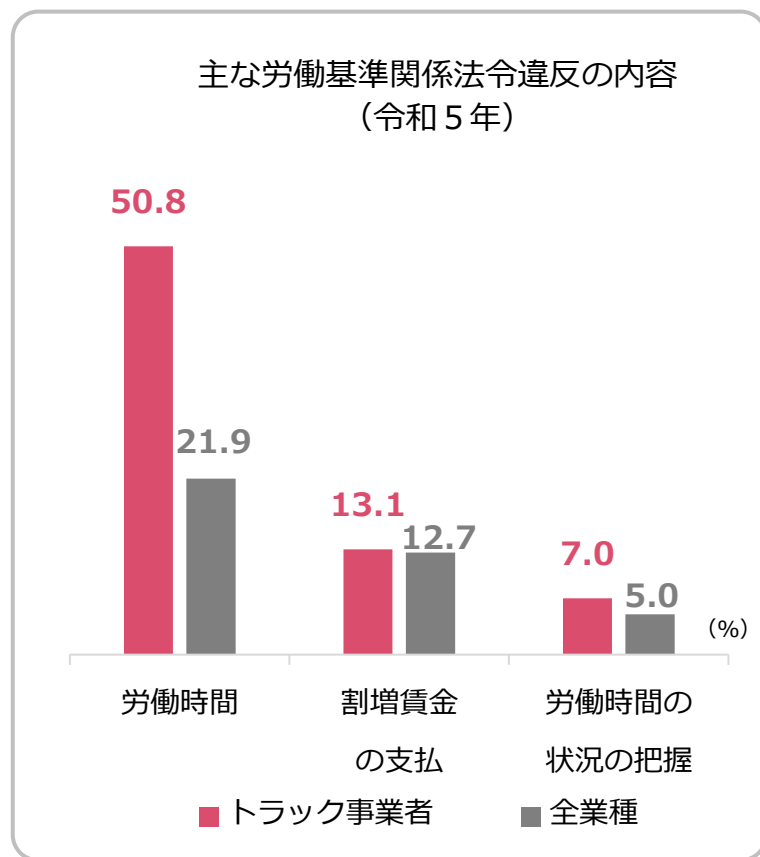
トラック事業者に係る監督指導の状況①

- トラック事業者に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。
- 令和5年に監督指導を行った199事業場のうち、約8割に当たる157事業場において労働基準関係法令違反が認められた。これまでも概ね同水準で推移している。

労働基準関係法令違反率の推移



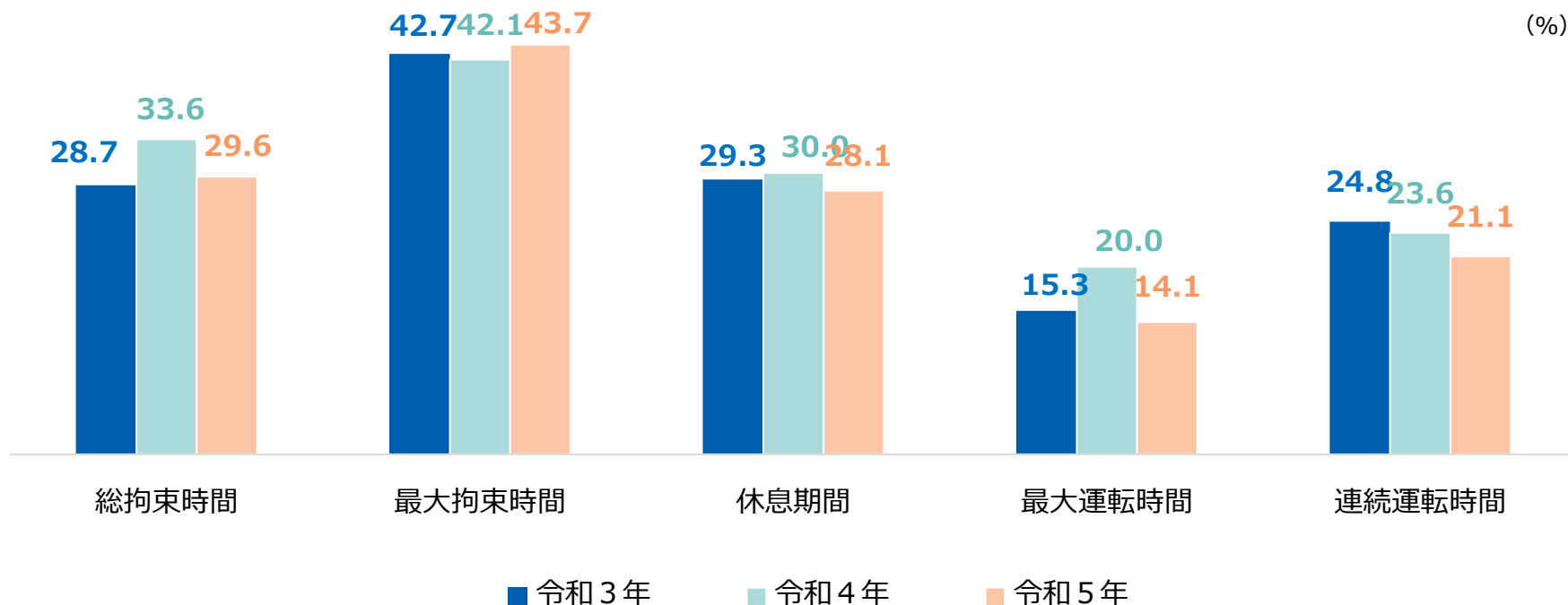
主な労働基準関係法令違反の内容
(令和5年)



トラック事業者に係る監督指導の状況②

- 令和3年から5年に監督指導を行った事業場のうち、改善基準告示に係る違反が認められた事業場の主な違反事項の違反率は、以下のとおりであった。

改善基準告示の主な違反事項の推移

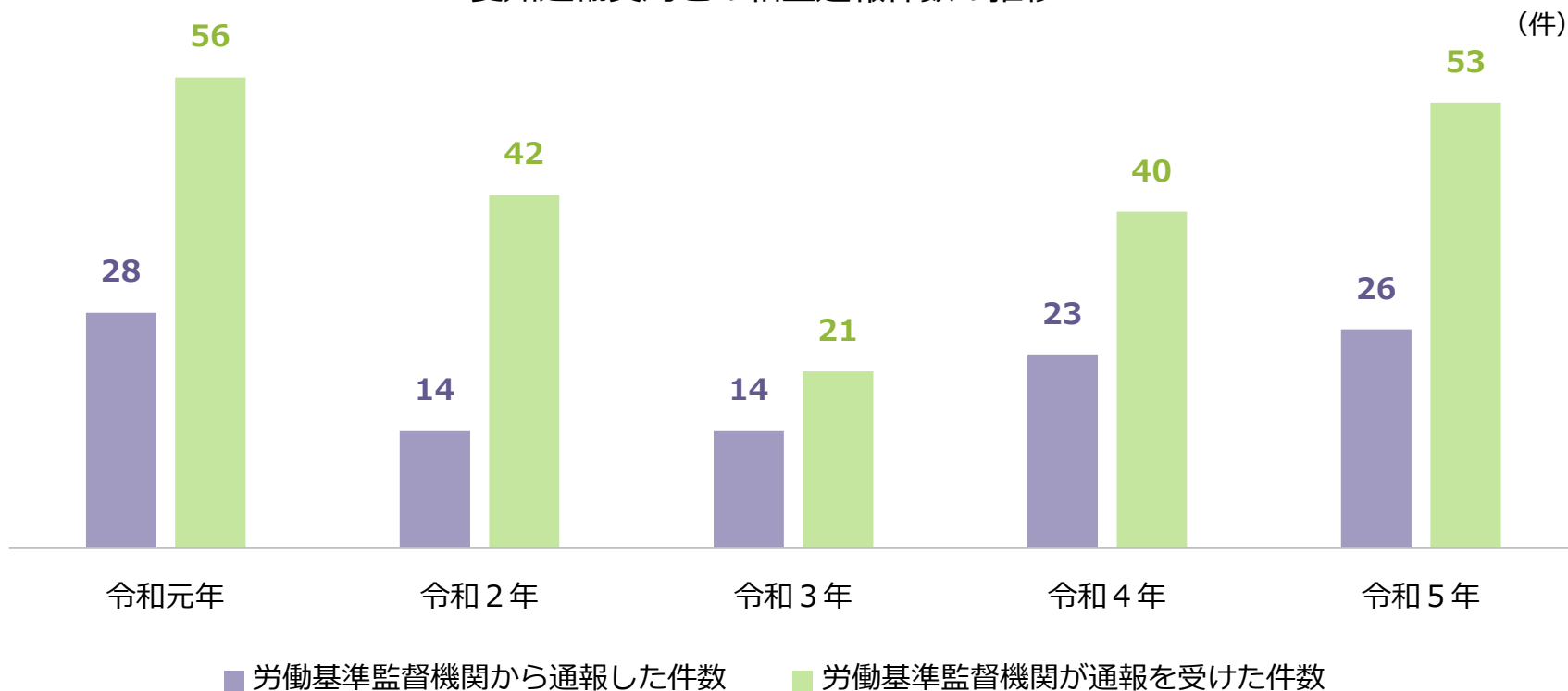


(※) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間
最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

労働基準監督機関と地方運輸機関との連携

- 自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関がその監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

愛知運輸支局との相互通報件数の推移



愛知県

入退室
自由服装
自由参加費
無料事前
予約制

オンライン

トラキヤリ
フェア

Truck carrier fair 2025



2025 3月8日 土

経験者も未経験者も
積極採用中の企業約 20 社
参加予定

13:00-16:00

開催
場所

@GALIMO

(インストール不要のオンラインイベントツール)

対象

大学等の卒業予定学生、第二新卒、
既卒、若手社会人等就職、
転職活動中の方募集
職種物流管理、一般事務、ドライバー、
倉庫作業、営業など

Present

▶ 企業ブースを回ってQUOカードをGETしよう!
イベント内で回ったブース数によって、QUOカードをプレゼント!

要

事前エントリー

イベントの詳細やお申し込みはコチラから

- ▶ ハローワーク職員による就職相談コーナーを設置します。
※雇用保険受給中の方は、求職活動実績に該当します。
- ▶ WEBサイトから、事前の参加申込みをお願いいたします。
- ▶ 当日は、履歴書は使用しません。後日、応募企業の指示に従って準備してください。
- ▶ 最新情報や参加企業一覧・求人情報の詳細は、WEBサイトをご確認ください。
- ▶ 申込期限：3月7日18時まで



このトラキヤリフェア2025で把握した情報は、ガリレオスコープ株式会社と共有し運営いたします。ここで把握した情報は、このトラキヤリフェア2025以外の目的では使用しません。

主催 / イベント詳細に関するお問い合わせ

(一社)愛知県トラック協会 企画広報部 TEL : 052-746-4864

協力 / 厚生労働省 愛知労働局

事業受託・運営会社 / システムに関するお問い合わせ

ガリレオスコープ株式会社 〒106-0047 東京都港区南麻布1-6-8 南麻布古川ビル 5F
TEL : 080-4468-6118 Email : truckcareerfair2025@galileoscope.co.jp

愛知県オンライントラキアフェア2025

自宅からWEBで簡単に参加!



愛知県内の企業と求職者がオンラインでつながる就職イベント! 興味のある企業ブースを選択でき、少人数で質問しやすい環境。採用担当者とはじっくり話せるチャンスです!

2025.03.08 SAT 13:00-16:00 @GALIMO



Time Table タイムテーブル

▶ 13:00-13:10	オープニングガイダンス
▶ 13:10-13:35	出展企業1分間 プレゼンテーション動画
▶ 13:35-14:00	企業説明フリートーク ①
▶ 14:05-14:30	企業説明フリートーク ②
▶ 14:35-15:00	企業説明フリートーク ③
▶ 15:05-15:30	企業説明フリートーク ④
▶ 15:35-16:00	企業説明フリートーク ⑤

オンラインイベントツール

GALIMO(ガリモ)って?

- ① インターネットとパソコン、スマホがあればブラウザからアクセス可能
- ② 動画の視聴、企業PR資料のダウンロード可能
- ③ チャット機能で企業に質問可能
- ④ 無料(通信費別途)



「GALIMO」とは、WEB上に作成されたイベント会場で、個別のテーブルに分かれ、対面形式のような面接が行えるツールです。ブラウザ上の参加となるため専用のアプリのインストールは不要です。

03.08 Sat

▶ 参加企業一覧 (五十音順・予定)



企業ブースをたくさん回ってQUOカードをGETしよう!

イベント内で回ったブース数によって、QUOカードをプレゼントします。詳細はHPでチェック!

1	アイチ物流株式会社	11	中京陸運株式会社
2	アキタ株式会社	12	トヨコンロジスティクス株式会社
3	岡崎通運株式会社	13	株式会社ナルキュウ中部
4	岡通運輸株式会社	14	株式会社 速水運輸
5	金田運輸株式会社	15	富士サービス株式会社
6	株式会社カネヨシ	16	ホイテクノ物流株式会社
7	カリソー株式会社	17	株式会社 ホームカーゴ
8	佐川急便株式会社 豊田営業所	18	名鉄NX運輸 株式会社
9	西濃運輸株式会社	19	株式会社ユーネットランス
10	大宝運輸株式会社	20	株式会社ヨコタエンタープライズ



愛知県トラック協会【求人検索サイト】から、いつでも
求人情報を確認できます! <https://aitokyo-job.jp/-/top/index.html>



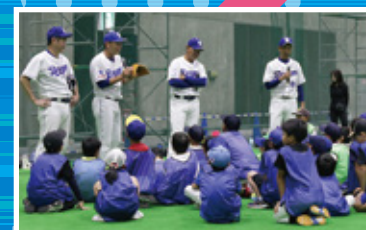


一般社団法人
愛知県トラック協会

運ぶチカラで未来に届ける

トラックFes 2024

主催：(一社)愛知県トラック協会



愛知県トラック協会
マスコットキャラクター
あいと



トラックFes 2024

事業報告書

- 日時 令和6年10月14日(月・祝) 10:00~16:00
- 会場 ポートメッセなごや 第3展示館・第2展示館
- 主催 一般社団法人 愛知県トラック協会



だい てん し かん
第3展示館

トフフFes

2024

会場
レイアウト

第3展示館

ステージ
ビジョンカー

極寒体験

はたらくトラック
大集合

職業
体験

交通安全・
野球教室

トイレ

ベビーカー置場

授乳室

こう りゅう
交流センター

インフォメーション
総合受付

入口

第2展示館

キッチンカー

ガチャガチャ
コーナー

パン販売
コーナー

フォト
スポット

トラック荷台
お絵描き

ワーク
ショップ

キッズスペース

飲食会場

会員企業
紹介

協賛ブース出展	メインステージスケジュール
① 愛知県警高速道路交通警察隊 ② 愛知県警察本部 ③ 愛知県庁 県民安全課 ④ 愛知県交通安全母の会 ⑤ 愛知県防災安全局防災部 防災危機管理課 ⑥ 名古屋環境局大気環境対策課 ⑦ いすゞ自動車中部株式会社 ⑧ 中部運輸局愛知運輸支局 ⑨ 愛知県高速道路交通安全協議会 ⑩ 一般社団法人 愛知県自動車会議所 ⑪ 自動車安全運転センター愛知県事務所 ⑫ 一般社団法人 日本自動車連盟 愛知支部 ⑬ 中部交通経済協同組合 ⑭ 公益財団法人 東海交通遺児を励ます会 ⑮ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ⑯ 独立行政法人 自動車事故対策機構名古屋支所 ⑰ 三井住友海上火災保険株式会社 ⑱ 太平洋フェリー株式会社	10:15~10:45 (30分) OS☆USスペシャルライブ 10:50~11:30 (40分) 爆上戦隊ブンブンジャーショー 11:35~11:55 (20分) OS☆U・あいとくんによる トラック講座クイズ大会 12:00~12:40 (40分) ハローキティ&マイメロディ& ぼんぼんりぼんのミラクルパーティ☆ 12:50~13:30 (40分) キッズダンスステージ 13:35~14:15 (40分) 爆上戦隊ブンブンジャーショー 14:20~14:40 (20分) OS☆U・あいとくんによる トラック講座クイズ大会 14:45~15:25 (40分) ハローキティ&マイメロディ& ぼんぼんりぼんのミラクルパーティ☆ 15:30~16:00 (30分) OS☆USスペシャルライブ

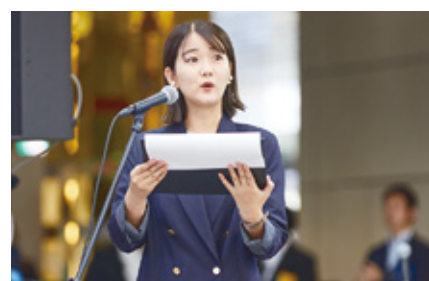
オープニングセレモニー 交流センター



一般社団法人 愛知県トラック協会 会長 寺岡 洋一



国土交通省 中部運輸局 局長 中村 広樹 様



入場風景



インフォメーション 交流センター



総合受付



ノベルティ配布



アンケート



抽選会

会場風景 マスコットキャラクター「あいと」とふれあい



スタンプラリー

会場内に設置したポイントでスタンプを全部押せたらガチャポンにチャレンジ



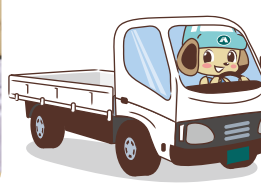
はたらくトラック大集合 第3展示館

来場者に自由に乗り込んで頂きトラックの乗車体験
お子さまも乗車できるよう、運転席側にはステップを設置しました



極寒体験

冷凍車の荷台で極寒を体験



はたらくトラック 車両一覧

愛知県トラック協会会員が
全面バックアップ



中京陸運株式会社



有限会社クリア梱包



栄進物流株式会社



岡通運輸株式会社



白水運輸株式会社



マルタマゾン株式会社



株式会社山運



株式会社ユネットランス



株式会社エステイカー



株式会社成清トランスポート



ミライノ株式会社



株式会社中京サービス



株式会社マルタパワーズ



斎藤運輸株式会社



巴運輸株式会社



中京陸運株式会社



三菱ふそうトラック・バス株式会社



愛知日野自動車株式会社



愛知日野自動車株式会社



極東開発工業株式会社



カネ幸株式会社



UDトラックス株式会社



いすゞ自動車中部株式会社



会員企業紹介コーナー

大型サイネージによる企業情報と求人情報検索コーナー



富士サービス株式会社

ステージコンテンツ

第3展示館

OS☆Uスペシャルライブ

愛知県トラック協会イメージテーマソング「笑顔の架け橋」を歌う
OS☆Uによるスペシャルライブ



OS☆U・あいとくんによる トラック講座クイズ大会



キャラクターショー

爆上戦隊ブンブンジャーショー

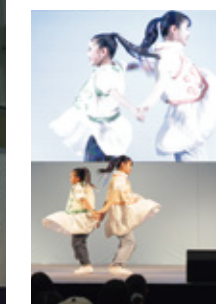


ハローキティ&マイメロディ&
ぼんぼんりぼんの
ミラクルパーティ☆



キッズダンス

名古屋のダンススクールキッズダンサーによるダンスパフォーマンス



協賛ブース 第3展示館



パトカー、白バイの展示 乗車体験



超小型モビリティ



船長服記念撮影



高速道路 安全5則啓発ゲーム

協賛ブース一覧 ※順不同



愛知県警高速道路交通警察隊



愛知県警察本部



愛知県庁 県民安全課



愛知県交通安全母の会



愛知県防災安全局防災部 防災危機管理課



名古屋市環境局大気環境対策課



いすゞ自動車中部株式会社



中部運輸局愛知運輸支局



愛知県高速道路交通安全協議会



一般社団法人愛知県自動車会議所



自動車安全運転センター愛知県事務所



一般社団法人 日本自動車連盟 愛知支部



中部交通共済協同組合



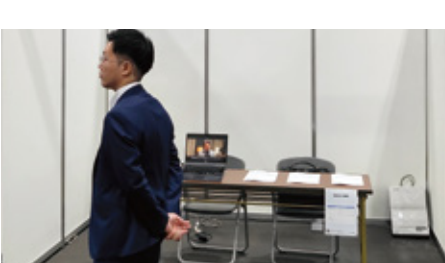
公益財団法人 東海交通遺児を励ます会



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



独立行政法人 自動車事故対策機構名古屋支所



三井住友海上火災保険株式会社

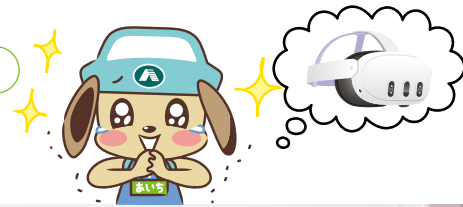


太平洋フェリー株式会社

フロアコンテンツ

子供向けコーナー

第3展示館



トラック走行VR体験

VRを使用したトラック疑似走行体験



乗り物に乗って物流のしくみを知ろう!

フォークリフトでトラックに荷物を載せてGOALまで運ぶ
楽しみながら物流の流れを職業体験



ちびっこフォークリフト



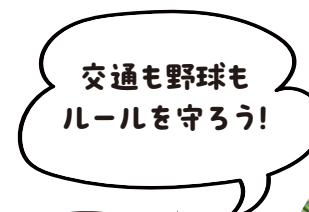
ちびっこトラック

交通安全・野球教室

中日ドラゴンズOB4名による、交通安全・野球教室



福留孝介さん、岩瀬仁紀さん、荒木雅弘さん、
英智さんによる交通安全・野球教室を開催!



フロアコンテンツ

子供向けコーナー

第2展示館

ワークショップ

ミニトートバックに自由に色を塗ったりお絵描きできるワークショップ



地元愛知県の
パイロットインキ社製
ジュースペイントを使用



トラックお絵かき

トラック型の壁面パネルに
みなでお絵描き

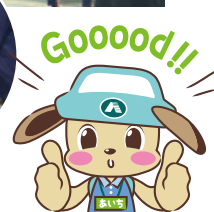


お花トラックフォトスポット

トラックの荷台をフラワーデコレーションしたフォトスポット

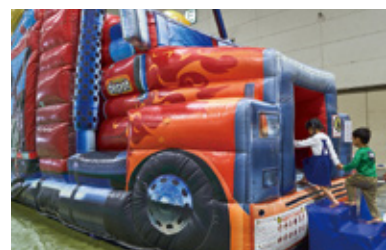


生花をプレゼント



巨大トラック型ふわふわ&キッズスペース

小さなお子さまも遊べるキッズスペース



キッズスペース

トラック型ふわふわコンボイ

岐阜県の自然な木を使用した積み木

休憩・飲食スペース

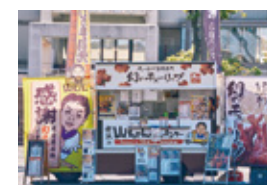
第2展示館



パン販売コーナー

グルメキッチンカー

※順不同



世界の山ちゃん



鉄板番長カヲルくん



このまち食堂



味仙



中村製作所



K'sPiit (ケイズピット)



ナカタノサカナ



もんじゃや



レッドガウル



MORY's 1 POUND STEAK



K'sカンパニー



吉キッチンカー



中々フードサービス



わにわに食堂



ケバブタイム



わいわいカフェ



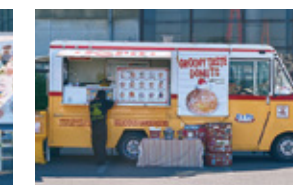
天保堂



キッチンゆうとはる



カロンファクトリー トウンカロン



K'sPiit ドーナツ号



キッチンカーは
東海エリアの
グルメが大集合!



ドデスカパワーアップ!

地元愛
マシマシ
放送中!

伝えたいので2度言いました

地元愛
マシマシ
放送中!

ドデスカパワーアップ!

2024年4月
リニューアル!

とびだせ!もっと地元に会いに行く。



ドデスカ!

月 ▶ 金 あさ 6:00~

ドデスカ!



第1部
6:00~6:45
2023年度
個人視聴率

1位

VR調べ/東海3県 2023年1~12月



名古屋16区で最も
見られている
名古屋市内
視聴量

1位

Time On Analytics調べ 2023年4~7月



お住まいの
地域の
番組といえば?

純粹想起

1位

VR調べ/東海3県 2023年11月

地元のみなさまに
たくさん支持をいただき
ありがとうございます。



毎朝生放送

愛知・岐阜・三重の旬の話題を中心に、ニュース・天気・スポーツ・芸能などの朝イチ情報を、さらに明るく爽やかに。地元色満載でお届けしています!

ドデスカ!

月・金 6:00~
土 6:30~



アナウンサー

竹田基起
島津咲苗
小松崎花菜

島貫凌
尾形杏奈
松崎杏香
山田修作 (気象予報士)

コメンテーター

月) 浅尾美和、石田健、正木裕美、森田豊
火) 遼河はるひ、品田英雄、河合郁人
水) 井戸田潤、岸博幸
木) 須田亜香里、萱野稔人、横山だいすけ
金) 小椋久美子、丸田佳奈

月



火



水



木



金



いちいち
2度ですか!

夕方「ドデスカ+」も
よろしくお願いいたします!

ドデスカ+

月・金 6:30~

30秒提供料金

月~金5曜日

第1部 1曜日・30秒 月額 110万円

第2部 1曜日・30秒 月額 各170万円

※ 消費税は別途申し受けます

前半 6:45~7:20頃
後半 7:30~8:00頃

タイトル

「なりたい自分へ」 篇

■コアターゲット

潜在的に車（トラック）に興味のある、Z世代の若者

■テーマ

大切にしたい価値観は、自分らしさ。
気づきの先に広がる、無限の可能性。

■コンセプト

今どきの若者（男性）が自らの気づきから成長していく
ストーリーを通して、
働き方改革で大きく変貌を遂げつつあるトラック業界が、
既成概念に囚われなければ、
若者にとって託すべき価値のある、
無限の可能性に満ちた環境であることを描きます。

■展開

実写。ヘッドホンをして街を歩いている、今どきの若者。
まるで社会から自分を遮断しているよう。



そんな若者がある日、街角で
同世代のトラックドライバーとすれ違う。



そのトラックドライバーは、生まれ変わりつつある
トラック業界で、天職のごとく生き活きと働いている。



魅力的な彼に、トラックドライバーとしての自身の
未来の姿を投影、若者は自分らしさを見出していく…

■キーメッセージ

なりたい自分へ、走り出そう！

○出演予定者

今どきの若者役：タレント1名 トラックドライバー役：タレント1名

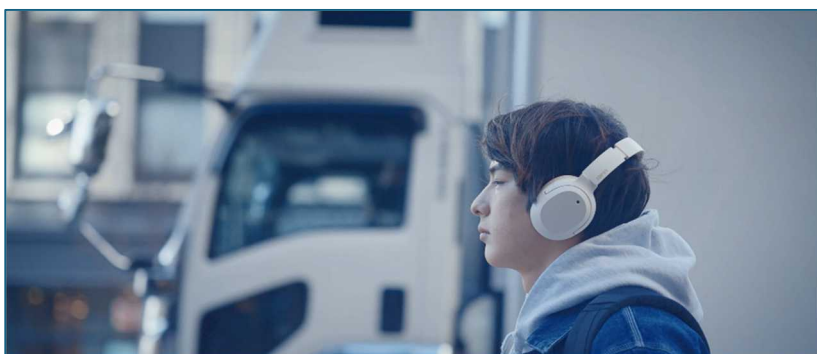
その他出演者：愛知県トラック協会加盟企業の社員

※トラックとメインの撮影場所は、協会加盟企業、中部トラック研修センターのご協力を想定しています。



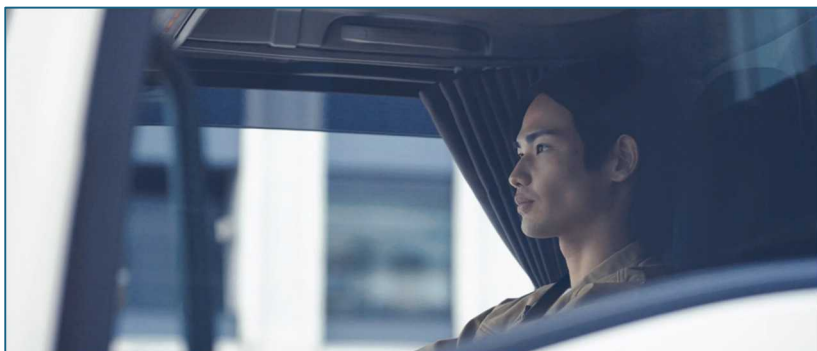
《若い男性ナレーション》

好きなことを仕事にする。



そんなこと、
できないと思っていた・・・。





《解説ナレーション》

思いのままにハンドルを握り、

この国の物流を支える

トラックドライバー。



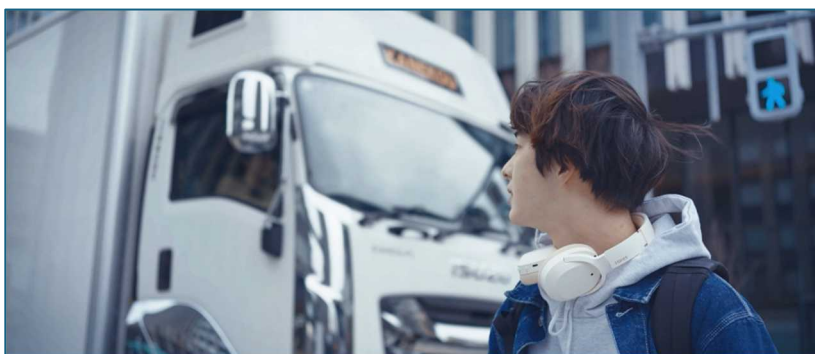


業界を挙げた様々な取組みで、

若い世代や女性にとっても、

働きやすい環境が整いつつ

あります。



(キラキラ効果音)



さあ、

なりたい自分へ



走り出そう。



一般社団法人
愛知県トラック協会

愛知県トラック協会

物流改正法等について

令和7年2月27日
中部運輸局貨物課

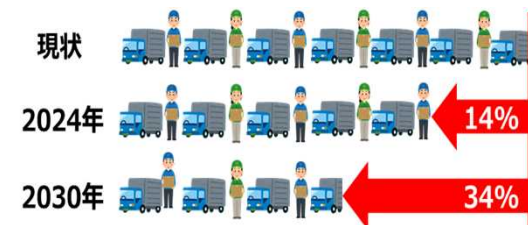
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*²。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*^{2,3} 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日より、新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等を施行。**

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント ※本年（2025年）4月1日施行

（1）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

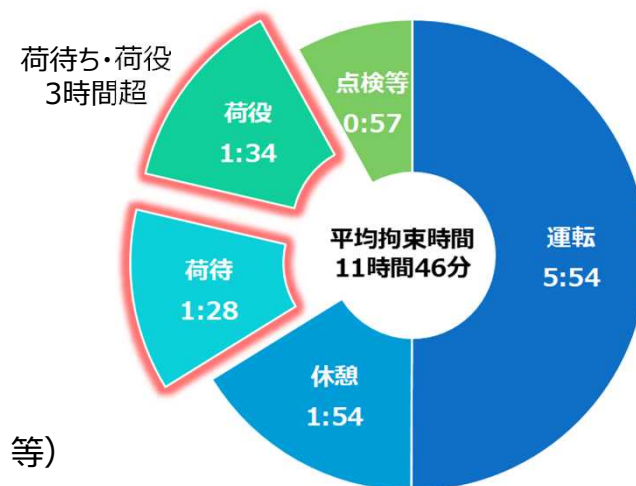
（2）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

（3）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



（4）集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

（5）その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

- ・物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
- ・トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より）

＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① **積載効率の向上等**

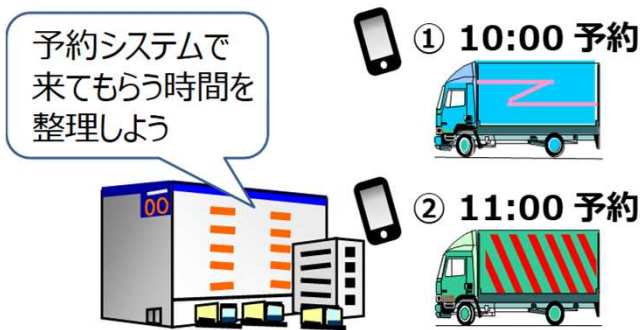
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② **荷待ち時間の短縮**

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ **荷役等時間の短縮**

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

《荷主等の取組状況に関する調査・公表》

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

《物流に係る事業者等の責務》

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。 3

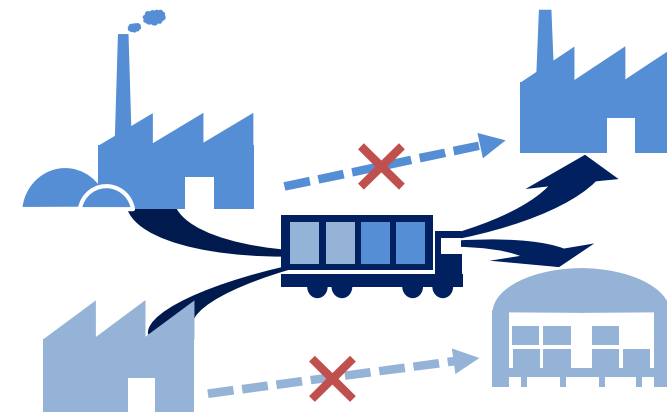
積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、**輸送網を集約**すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、**配送の共同化**に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、**実車率の向上**を図ること
- 配車システムの導入等により、**配車・運行計画の最適化**を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、**積載することが可能な貨物の総量を増加**させること

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら**荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供**すること
- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
- ・荷主が指示した時刻・時間帯に**遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。**
- ・取引先に対して、**共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと**

等にも取り組んでいただきたい。



積合せによる輸送網集約



地域の配送の共同化

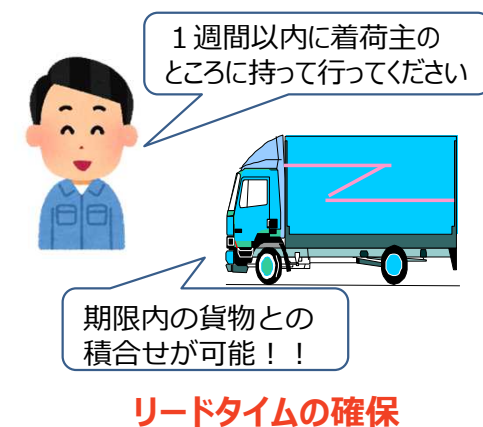


求貨求車システムの活用

荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

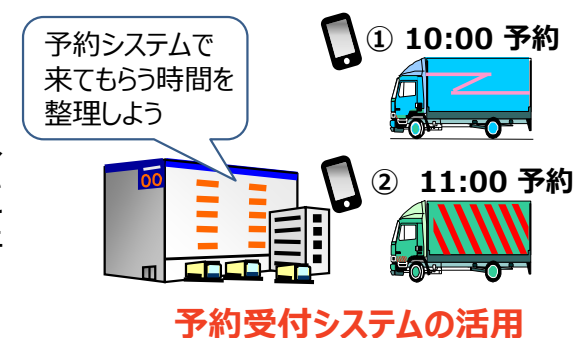
積載効率の向上等

- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システム**の導入等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達 等）の連携を促進**すること 等



荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システム**の導入や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



荷役等時間の短縮

- **パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序**や**荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場**を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること 等

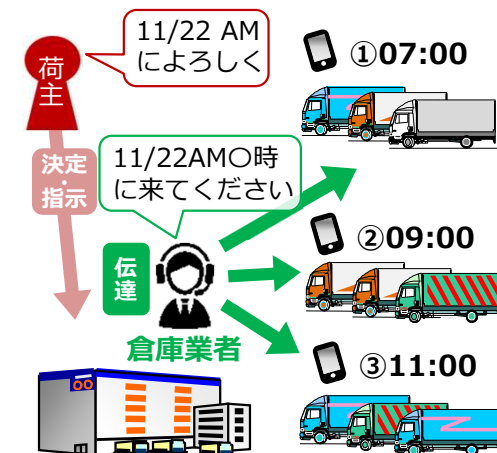


貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）の判断基準・解説書の概要

荷待ち時間の短縮

※倉庫業者のみ努力義務が課される

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと）等

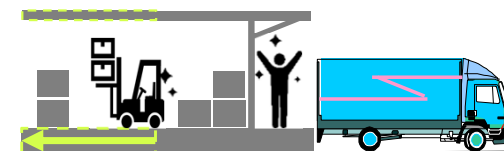


予約受付システムを活用した調整

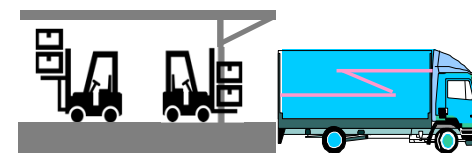
荷役等時間の短縮

※全ての関連事業者に努力義務が課される

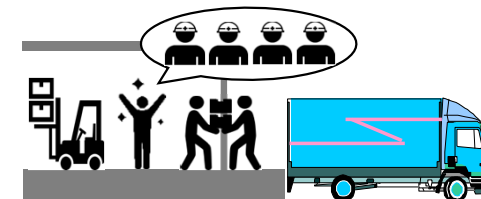
- **バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること
- 荷役前後の搬出入の実施に関するマニュアルの作成や周知等により、**搬出入を迅速に行う**こと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**ドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化**を図ること
- 発送先の荷主ごとに有償で**貨物を仕分けて**トラックドライバーに引き渡すこと
- 荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレットでの納品を提案された場合に、**その提案に有償で協力を行う**こと等により、荷役等の効率化を図ること
- **検品を効率的に実施するための機器**を導入すること等により、**検品作業の時間を短縮**すること 等



物量に応じた拡張



フォークリフト等を適切に配置



作業員を適切に配置

《特定事業者の指定基準》

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

《中長期計画・定期報告の記載内容》

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - （1） **実施する措置**
 - （2） 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - （3） 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - （1） 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - （2） 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - （3） **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

《物流統括管理者（CLO）の業務内容》 ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築や社内研修の実施** 等

今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- 2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

- 2025年4月1日 法律の施行①

基本方針
荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
判断基準に関する調査・公表 等

- 2025年秋頃 (P) 判断基準に関する調査・公表の実施

- 2026年4月（想定） 法律の施行②

特定事業者の指定
中長期計画の提出・定期報告
物流統括管理者（CLO）の選任 等

- 2026年4月末 (P) 特定事業者の届出～指定手続
→荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出
- 2026年10月末 (P) 中長期計画の提出
- 2026年秋頃 (P) 判断基準に関する調査・公表の実施

定期報告に向けて、努力
義務の実施状況把握

- 2027年7月末 (P) 定期報告の提出

1.書面交付関係

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
 - ・ 真荷主*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
 - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者以外のもの

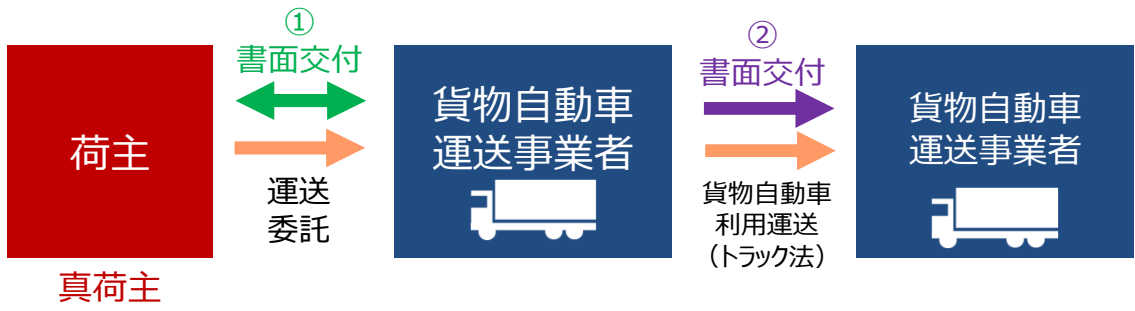
【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

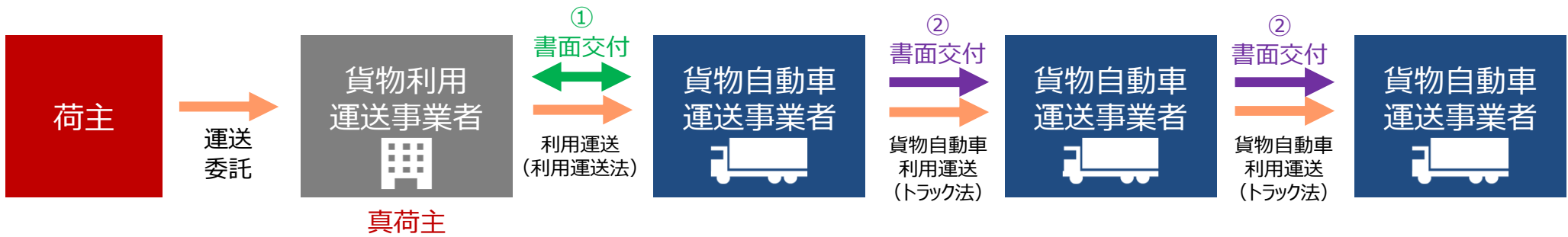
書面交付の義務付けについて

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

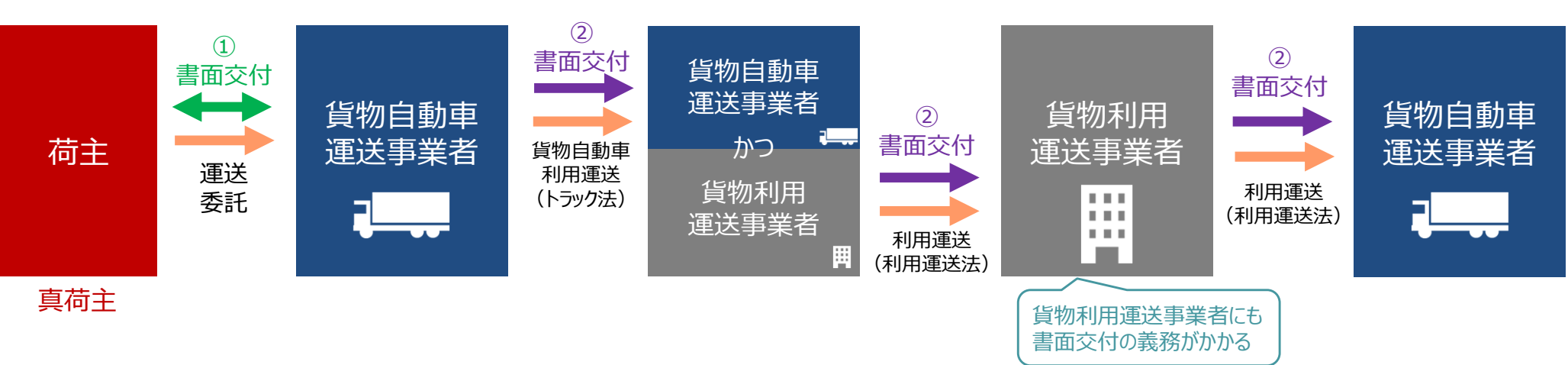


- ①：第12条の規定に基づく書面交付 (真荷主⇄トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付 (トラック事業者・利用運送事業者 ⇒ トラック事業者・利用運送事業者)

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



交付書面の一例

運送申込書／運送引受書

※赤字は法定事項

(※)申込者は本枠内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等

申込者		社名又は氏名	〇〇食品㈱	電話	028-111-▲▲▲▲
		住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	FAX	028-222-▲▲▲▲
				E-mail	▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
				【担当者名】	国土 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 ☒					
荷受人		社名又は氏名	△△商店	電話	03-5555-△△△△
		住所	東京都△△区△△3-3-3	FAX	—
				E-mail	—
				【担当者名】	貨物 三郎
運送を引き受ける者		社名又は氏名	□□運輸㈱	電話	028-333-xxxx
		住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-xxxx
				E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
				【担当者名】	運輸 一郎

II 運送の役割

集貨先／発送地	〇〇食品㈱ A工場			集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店			配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託 ☒ 有 ☐ 無					
品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン
運送の扱種別	貸切距離制		車種	冷凍車(1トン)	台数
					1 両

III 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託	(有)・無	予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有)・無	予定作業時間 (30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・梱入れ作業 (予定作業時間 : 60分程度)				

IV 運賃及び料金

運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、 30分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	横持ち及び縦持ち	円	梱入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
その他附帯業務()	円				
消費税額	6,000 円				
合計額	70,000 円				
運賃及び料金の支払方法		銀行振込(支払期日:令和7年4月4日)			

V その他

集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日 運送引受者(貨物自動車運送事業者) □□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

あくまでも一例であり、法定事項が網羅されていれば、既存のものやメール等でも可(新たに書面を作成する必要はない)

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp 送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 10:57 宛先: ▲▲▲▲▲@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱	差出人: xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 13:25 宛先: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp 件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱
□□運輸㈱ 御中	〇〇食品㈱ 国土さま
下記のとおりお願いいたします。	メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)
車種等: 冷凍車 1 両、貸切距離制 品名: 冷凍食品 1 トン (10パレット) 積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30 分程度 取卸作業の委託: 有、30 分程度 附帯業務の内容: 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業	□□運輸㈱ □□課 運輸 一郎 〒xxx-xxxx 栃木県□□市□□2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx
運送保険加入の委託: 無	-----Original Message----- 差出人: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp 送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 10:57 宛先: xxxxxx@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱
運賃 50,000 円 有料道路利用料(税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円	□□運輸㈱ 御中
支払方法: R7.4.4 銀行振込	下記のとおりお願いいたします。
〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp	車種等: 冷凍車 1 両、貸切距離制 品名: 冷凍食品 1 トン (10パレット) 積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場) 取卸: 4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30 分程度 取卸作業の委託: 有、30 分程度 附帯業務の内容: 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業
	運送保険加入の委託: 無
	運賃 50,000 円 有料道路利用料(税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円
	支払方法: R7.4.4 銀行振込
	〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp

(※)トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

2-1.健全化措置関係＜努力義務について＞

- 元請事業者等に対し、利用運送を行うときに、**委託先への発注適正化（健全化措置）**を講ずることを**努力義務化**。具体的な内容は以下のとおり。

【健全化措置の内容】 ※次ページにイメージ図を掲載

- ① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること
- ② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること
- ③ 委託先のトラック事業者が再委託を行う場合に関し、委託先に対して、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと

※あくまでも例示であり、委託先に対してその他の条件を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。

例) 「再委託を行う場合は、再委託先の運送に要する費用を聞き取る場を設けたうえで申込みをすること」など

健全化措置のイメージ

措置の内容	イメージ
① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。	いくらで運送できますか？ 燃料費高騰のため、100万円以下だと赤字です。 110万円で申し込みます。 ありがとうございます。 元請 下請 元請 下請 概算額をヒアリング 概算額を勘案し申込み
② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。	荷物が通常より多くなるのですが、いつもの90万円でお願いできますか？ トラック足りないから1台追加で下請けにださなくちゃ・・・ いくらで運送できますか？ ご依頼の荷物量だと、トラック1台追加する必要があるので、価格交渉させて下さい。 確認します。 元請 下請 荷主 荷主 元請 110万円は必要です。 「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」の場合 運賃・料金を交渉
③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が再委託を行う場合に関し、委託先に対して、例えば「二以上の段階にわたる委託（再々委託）の制限」等の条件を付すこと。	引き受けた運送を他の事業者にも再委託する場合、再々委託は行われないようにしてください。 条件を付す 1段階目の委託（再委託） 2段階目の委託（再々委託） A社 B社 C社 D社 =「委託先の一般貨物自動車運送事業者」

2-2.健全化措置関係＜運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について＞

- 前年度の利用運送量（貨物自動車運送事業法に基づくものに限る。）が100万トン以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任及び**国土交通大臣への届出**を義務付け

【運送利用管理規程の内容】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断。

※事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任。

【運送利用管理者の職務】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※届出期限は、利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで。

⇒ 令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年4月1日～令和7年7月10日の間に届出をする必要。

3.実運送体制管理簿関係

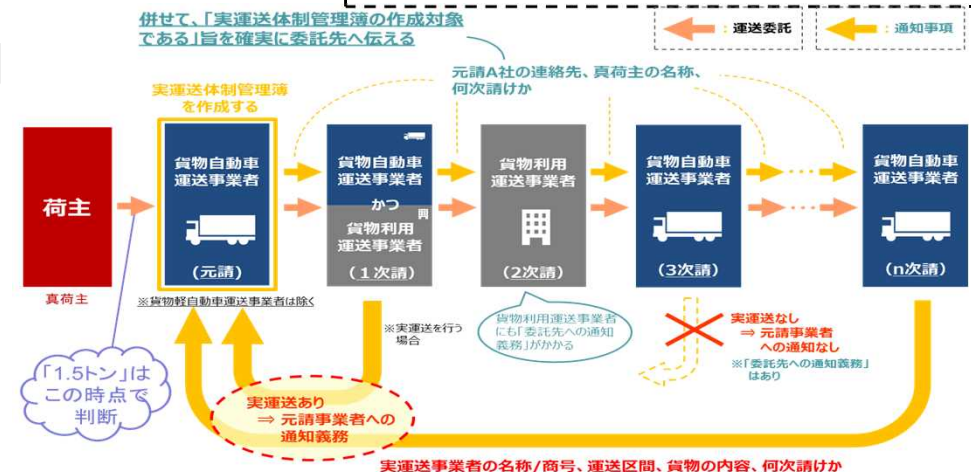
- **元請事業者**に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**
 - ※ 作成の対象となる貨物の重量は**1.5トン**以上
 - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存する**こと
- **各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。
実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ① 実運送事業者の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**



実運送体制管理簿の作成主体について

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



 : 管理簿の作成主体

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



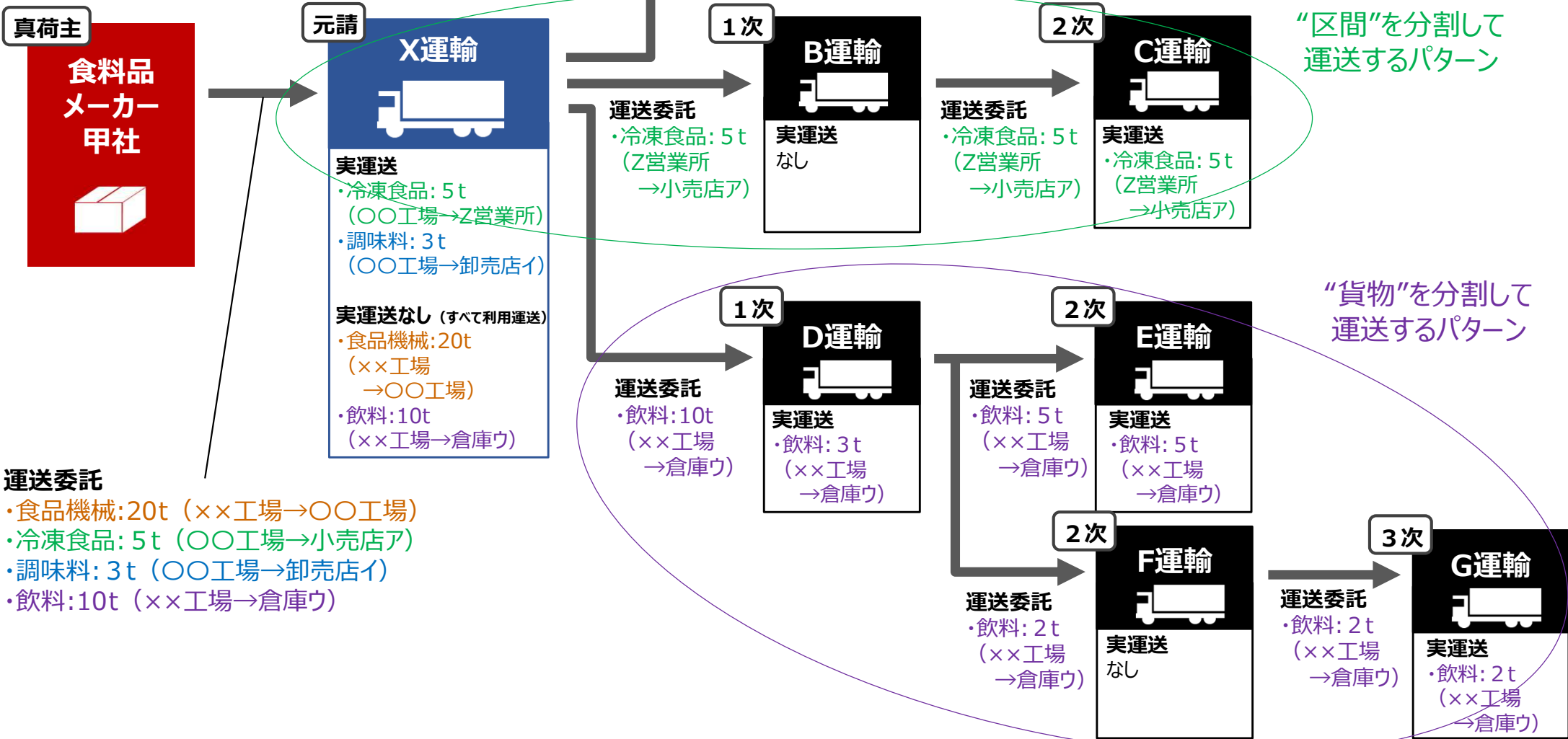
<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



実運送体制管理簿のイメージ

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図のような委託関係により運送した場合



実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）

実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）

実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは
「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送した）
ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要

4.その他の制度改革（令和7年4月1日施行）

○荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大

- ・ 業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両が、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大されます。

○特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等に係る手続の変更

- ・ 特定貨物自動車運送事業の譲渡、合併・分割又は相続が発生した場合、事業の権利義務は自動的に承継されることとなっており、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされているところ。
- ・ 今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制が認可制に変更となります。

◎ 持続可能な物流の実現に向けた環境改善の取組

現状・課題

- 物流改正法の施行が令和7年4月からとなるため、制度の浸透が必要。着荷主への理解が必要との声もあり、特に荷主企業への周知・浸透が必要
- 時間外労働の上限規制が適用されたことや、人材確保の観点からも、長時間労働、荷待ち時間等の改善による生産性の向上が必要
- 持続可能な物流の実現に向けた原資確保のため適正運賃収受および附帯業務に対する適正料金の収受、価格転嫁に向けた環境整備が必要

取組みの方向性

- ①新法制等の改正事項の周知
- ②着荷主・元請等への周知・啓発
- ③持続可能な物流の実現に向けた環境改善

具体的な取組み

- **協議会メンバーと連携した施策の周知・発信**
 - ・チラシの掲示、広報誌、SNS、メルマガ等による周知
- **荷主及び一般消費者をターゲットとした広報活動**
 - ・web広告、新聞広告、ラジオCM等
- **関係省庁・関係団体と連携したセミナー・説明会等の実施**
 - ・運送事業者向けに、関係省庁や関係団体と連携し物流改正法の周知を確実に行う観点から説明会を実施
 - ・荷主向けに、関係省庁や関係団体と連携し取引適正化のための規制的措置の取組を周知
 - ・愛知県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と連携し、適正な取引及び適切な価格転嫁ができる社会の実現に向け、相互に連携しながら取組を実施
- **トラック・物流Gメンの取組強化**
 - ・プッシュ型情報収集の実施（各種会合における出張相談、トラックステーション等でのトラック運転者に対するヒアリング）
 - ・経産局、労働局との連携（各機関が実施する説明会等でのトラック・物流Gメンの取組周知）
 - ・荷主パトロールの実施（荷主企業へ訪問し実施する周知・啓発活動を含む）
- **人材確保の取組推進**
 - ・ハローワークと連携し、業界別セミナーを隔月で実施
 - ・運送業界のPR活動の実施